

和歌山県監査公表第10号

令和8年2月17日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月14日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 加太まちづくり株式会社

監査実施年月日 令和8年2月12日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 駐車料金について、条例に定めのない金額を看板に表示していたので、適正に処理されたい。	注意事項 条例に定めのない金額を表示していた看板は直ちに撤去するとともに、今後このようなことがないよう関係者に周知徹底した。